

外国人と犯罪

岡 田 薫

- ① 鎖国時代から、明治維新を経て第二次大戦後へ、我が国における外国人の状況は大きく変化している。とりわけ戦後約60年を経た今日、我が国の国際化に伴い、我が国を訪れ、ないし我が国に居住する外国人の増加と多様化は著しい。
- ② まず量的拡大の面として、昭和34年以降の外国人登録者の推移（昭和34年4月の約70万人に対し平成17年末は約201万人）、昭和55年以降の正規入国外国人の推移（昭和55年約130万人に対し平成17年約745万人）、不法滞在者の推移（ピークであった平成5年5月の約30万人に対し平成18年1月には約19万人）をみる。
- ③ あわせて外国人の質的多様化の面として、戦後しばらくは韓国・朝鮮人が圧倒的多数を占めていた状況（昭和60年ころまでは概ね80%以上）が、今日どう変化したかをみる。
- ④ こうした量的・質的变化が外国人に対する犯罪、外国人による犯罪にどう現れてきたかを分析するのが、本稿の中心テーマである。
- ⑤ 外国人に対する犯罪認知の増加率は、昭和55年から平成17年にかけて刑法犯全体として2.54倍、凶悪犯は1.72倍と、日本人も含めた全体の増加率（刑法犯1.67倍、凶悪犯1.33倍）に比べて大きい。この間の外国人登録者、正規入国外国人の増加状況を勘案すれば、必ずしも特異なものとはいえない。
- ⑥ 平成17年における外国人の刑法犯検挙人員は、昭和55年の1.53倍、凶悪犯検挙人員は3.91倍であるが、これを永住者等を除いた「来日外国人」についてみると、それぞれ10.9倍、20.2倍となる。本文では最新データである平成18年中の来日外国人犯罪の検挙状況の特徴も検討したうえ、刑務所等における外国人のデータも紹介する。
- ⑦ 最後に、平成10年ころから急激に治安が悪化したと国民が感じる要因となった外国人犯罪を各論的（カード変造、薬物密売、ピッキング使用侵入窃盗、爆窃団、暴力スリ、自動車盗、緊縛強盗等）に検討する。
- ⑧ そして、そのような犯罪に的確に対処していくためには、今後とも現実を直視したきめ細かな施策が求められ続けることとなる。

外国人と犯罪

岡田 薫

目次

はじめに

I 日本における外国人

- 1 登録外国人
- 2 正規入国外国人
- 3 不法滞在者

II 外国人に対する犯罪

III 外国人による犯罪

- 1 昭和55年以降の外国人犯罪と来日外国人犯罪の推移
- 2 平成18年の来日外国人犯罪の特徴
- 3 刑務所・拘置所等における外国人

IV 来日外国人犯罪の各論的検討

- 1 イラン人による変造テレホンカードや薬物の密売
- 2 ピッキング使用侵入窃盗
- 3 爆窃団
- 4 韓国人暴力スリ
- 5 自動車盗
- 6 侵入強盗ないし緊縛強盗を始めとする凶悪犯の連続的発生
- 7 その他

おわりに

はじめに

長い間鎖国政策を採り、しかも島国である日本は、外国人の少ない国であった。

明治維新を経て、第二次大戦終了時の1945年、在日朝鮮人の総数は230万人に達し、そのうち約50万人が日本に残留、定住したといわれる⁽¹⁾。戦後当分の間、我が国における外国人問題というのは、量的にも質的にも在日朝鮮・韓国人に関するものが主要な部分を占めていた⁽²⁾。

ちなみに戦後ほぼ30年たった昭和49（1974）年の外国人登録者は約75万人⁽³⁾、そのうち韓国・朝鮮出身者は64万人で全体の85%を占めている（表1参照）。それらの人たちのほとんどは永住者であった。

これらの永住者は「旧来外国人」、非永住者は「新来外国人」と呼ばれることがあるが、非永住者が永住者を上回るようになったのは、平成4（1992）年以降である⁽⁴⁾。その後13年を経た平成17年末には、永住者約80万人（40%）、非永住者約121万人となっている⁽⁵⁾。

永住者と非永住者とでは、その考え方や行動

において大きな違いがある。そのことを踏まえた上で、本稿では外国人と犯罪について検討する。

I 日本における外国人

1 登録外国人

我が国に外国人はどれくらいいるのだろうか。

我が国に長期的に在留する外国人の実態を明らかにするため、法務省では、保管する外国人登録記録に基づいて「在留外国人統計」⁽⁶⁾を作成している。

平成17年12月末現在の記録によれば、外国人登録者数は201万1,555人で、我が国総人口1億2,775万6,815人の1.57%を占めている⁽⁷⁾。はじめて200万人を突破し前年に引き続き過去最高記録を更新している⁽⁸⁾。

国籍別にみると、韓国・朝鮮は59万8,687人と最も多いが、構成比は年々低下し、平成17年末は過去最低の29.8%となっている。以下、中国⁽⁹⁾51万9,561人（25.8%）、ブラジル30万2,080人（15.0%）、フィリピン18万7,261人（9.3%）の順である⁽¹⁰⁾。

(1) 駒井洋ほか『新来・定住外国人が分かる事典』明石書店, 1997, p.24. 終戦当時の在日朝鮮人人口について、正確な統計はないともいわれる（森田芳夫『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』明石書店, 1996, p.79）が、外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究』緑陰書房, 2004, p.42には、1910年から1945年における在日朝鮮人人口の推移が、国勢調査からの推計によるものと内務省調査に基づくものと二通り掲げられている。

(2) 犯罪との関連では、在日米軍人及び軍属に係るものも重要であった。

(3) 駒井ほか 前掲書 p.32.

(4) 同上 p.32.

(5) 法務省『平成18年版 在留外国人統計』2006, p.⑥.

(6) 外国人は、本邦入国後90日以内又は本邦出生60日以内に市区町村に登録し、出国、帰化、死亡などによりその登録が閉鎖されるが、入国後90日以内に出国する場合などには登録しない場合が多い。我が国に在留していても、これら未登録外国人は本統計には計上されていない。また、特例上陸許可者、外交官、日米地位協定等に該当する軍人、軍属及びその家族等は登録の対象とはならない。

(7) 法務省 前掲注(5) p.①. 平成19年5月、法務省入国管理局から広報された「平成18年末現在における外国人登録者統計について」によると、平成18年末現在の外国人登録者数は208万4,919人で、総人口に占める割合は1.63%である。（<http://www.moj.go.jp/PRESS/070516-1.pdf>）

(8) 同上 p.③

(9) 外国人登録関係の統計においては、中国については出身地を区別せず「中国」とし、出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「中国（台湾）」とするのが一般である。法務省入国管理局編『平成18年版 出入国管理』法務省入国管理局, 2006, p.6参照。

(10) 法務省 前掲注(5) p.⑧.

法務省において、「在留外国人統計」が作成されたのは、昭和34年が第1回である。以後、同49年まで5年ごとに発刊され、同59年第5回発刊、その後2年ごとに発刊され、平成7年第10回発刊となった。同年以降は毎年発刊され平成18年版は第21回目の発刊に当たる⁽¹¹⁾。

その第1回である昭和34年4月1日現在の外国人登録者数は67万4,315人で、国籍別では朝鮮60万7,533人(90.1%)、中国4万4,599人⁽¹²⁾

(6.6%)、アメリカ1万548人(1.6%)で、その他の国はわずか1万1,635人(1.7%)にすぎなかった⁽¹³⁾。いうまでもなく当時の外国人というのは、日本の植民地支配と第二次大戦を契機として日本に来た在日韓国・朝鮮人と在日中国人(台湾人)がそのほとんどであったということである。

昭和34年以降の外国人登録者数の推移を表1に示す。

表1 外国人登録者数及び指数(昭和55年を100とする)等の推移

	登録者 (人)	指 数	対総人口比 (%)	うち朝鮮 (ないし韓国・ 朝鮮)(人)	比 率 (%)	うち永住者 (人)	対登録者比率 (%)
昭和34年	674,315	86	0.73	607,533	90		
39年	659,701	84	0.68	578,572	88		
44年	696,405	89	0.68	603,712	87		
49年	749,094	96	0.68	638,806	85		
54年	774,505	99	0.67				
55年	782,910	100	0.67				
56年	792,946	101	0.67				
57年	802,477	102	0.68				
58年	817,129	104	0.68				
59年	840,885	107	0.70	687,135	82		
60年	850,612	109	0.70				
61年	867,237	111	0.71	677,959	78		
62年	884,025	113	0.72	673,787	76		
63年	941,005	120	0.77	677,140	72		
平成元年	984,455	126	0.80	681,838	69		
2年	1,075,317	137	0.87	687,940	64		
3年	1,218,891	156	0.98	693,050	57		
4年	1,281,644	164	1.03	688,144	54	635,422	50
5年	1,320,748	169	1.06	682,276	52	631,812	48
6年	1,354,011	173	1.08	676,793	50	631,554	47
7年	1,362,371	174	1.08	666,376	49	626,606	46
8年	1,415,136	181	1.12	657,159	46	626,040	44
9年	1,482,707	189	1.18	645,373	44	625,450	42
10年	1,512,116	193	1.20	638,828	42	626,760	41
11年	1,556,113	199	1.23	636,548	41	635,715	41
12年	1,686,444	215	1.33	635,269	38	657,605	39
13年	1,778,462	227	1.40	632,405	36	684,853	39
14年	1,851,758	237	1.45	625,422	34	713,775	39
15年	1,915,030	245	1.50	613,791	32	742,963	39
16年	1,973,747	252	1.55	607,419	31	778,583	39
17年	2,011,555	257	1.57	598,687	30	801,713	40

(出典) 関係する年の『在留外国人統計』によるもので、昭和34年から49年までは4月1日現在、54年以降は各年末現在。

* 「うち朝鮮(ないし韓国・朝鮮)」欄の空欄は『在留外国人統計』に該当年のデータが載っていない。

* 「うち永住者」欄は、「日本国との平和条約により日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)の施行後である平成4年以降のものを記載した。

* 永住者のうち特別永住者は、平成4年は589,974人(全永住者の92.8%)、同17年は451,909人(同56.4%)であった。

(11) 同上 はしがき。なお、厳密には、昭和62年版までは年版の年と出版年にはズレがある。

(12) うち台湾出身は20,993人。法務省『在留外国人統計[昭和34年]』1960, p.80。

(13) 同上 p.2。

平成17年の数字に戻って、在留外国人統計にみられる主な特徴⁽¹⁴⁾を取り出すと概ね次のようなことがいえる。

- ① アジア地域出身者が7割以上、南米地域が2割弱
- ② 大阪府では韓国・朝鮮が約7割を占め、静岡県ではブラジルが半数以上、徳島県、愛媛県及び秋田県では中国が半数以上を占める。
- ③ 在留資格別でみると、「一般永住者⁽¹⁵⁾」(約35万人)は引き続き増加、特にブラジルが大幅に増加。「特別永住者⁽¹⁶⁾」(約45万人)は年々減少。
- ④ 「定住者」(約26万人)は増加。ブラジルが半数以上(約15万人)を占める。
- ⑤ 「日本人の配偶者等」(約26万人)は僅かに増加。
- ⑥ 「留学」(約13万人)、「研修」(約5万人)は僅かに減少。それぞれ中国が約7割を占める。
- ⑦ 就労を目的とする在留資格の外国人登録者数は約18万人で、過去5年間の増加傾向から減少へ転じた。特に「興行」(約3.6万人)は、激減(43.8%)。

2 正規入国外国人

在留外国人統計とは別に、観光など短期に我

が国に入国する者も含めた統計として、出入国管理統計がある。

それによると平成17年における正規入国外国人は745万103人で、前年に比べ10.3%増加している⁽¹⁷⁾。そのほかに入国する外国人としては、「協定該当者(日米間の地位協定による軍人、軍属及びその家族で、軍艦又は軍用機によらないで本邦へ入国した者)」があり、平成17年は13万人あまりである⁽¹⁸⁾。

平成17年における正規入国外国人を国籍別にみると、韓国が約201万人(構成比27.0%)で最も多く、次いで中国(台湾)⁽¹⁹⁾が約132万人(同17.7%)、米国が約85万人(同11.5%)、中国⁽²⁰⁾78万人(同10.5%)の順となっている⁽²¹⁾。

昭和55年以降、5年ごとの正規入国外国人数の推移と昭和55年を100とした指数を表2に示す。

表2 正規入国外国人数及び指数の推移

	入国者(万人)	指数
昭和55年	130	100
昭和60年	226	174
平成2年	350	269
平成7年	373	287
平成12年	527	405
平成17年	745	573

(出典) 各年の『出入国管理統計年報』

(14) 法務省 前掲注(5) pp.③-21.

(15) ここでは、入管法上の在留資格「永住者」を「一般永住者」という。

(16) 「日本国との平和条約により日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)により、「平和条約関連国籍離脱者及びその子孫」は「特別永住者と定められ、従前の「協定永住許可者」、「法126-2-6該当者」、「平和条約関連国籍離脱者の子」の全部及び入管法上の「永住者」の一部などが「特別永住者」となった。法施行時の特別永住者は約60万人であった。「日本国との平和条約により日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」『法令解説資料総覧』119号, 1991, p.13.

(17) 法務省 『第45(平成17年版)出入国管理統計年報』2006, p.II. 平成19年5月、法務省入国管理局から、「平成18年における外国人入国者及び日本人出国者の概況について(確定)」が広報された。それによると、平成18年における外国人入国者は810万7,963人で、前年比8.8%の増である。国籍別で増加数が目立ったのは、韓国約36万人18.0%、中国約20万人25.5%である。増加の理由は、「政府を挙げて取り組んでいる外国人観光客の招致キャンペーンや、一昨年3月からの韓国及び中国(台湾)の査証免除措置、及び、中国に対する査証発給条件の緩和の効果」と分析されている。(http://www.moj.go.jp/PRESS/070518-1.pdf)

(18) 同上

(19) 前掲注(9)参照

(20) 同上

(21) 同上 p.IV.

3 不法滞在者

(1) 不法滞在者による犯罪

我が国に長期間在留しながら、外国人登録をしない人たちもいる。不法滞在者の多くは登録をしていない。大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床になっているとの指摘もある⁽²²⁾。

「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令319号、以下「入管法」という)違反を始めとする特別法犯を除外し、平成17年中の来日外国人による刑法犯の検挙状況をみると、来日外国人の検挙人員8,505人のうち、不法滞在者は1,304人と、15.3%を占めるにとどまるが、侵入窃盗では56.5%、侵入強盗では51.8%と国民に強い不安感を与える犯罪への関与は顕著である⁽²³⁾。このほか、カード偽造等の知能犯では46.1%、強盗を含めた凶悪犯では35.9%を不法滞在者が占めている⁽²⁴⁾。

(2) 不法残留者の推移

不法滞在者には、入国時には適法であったものの許可された在留期間を過ぎても出国しない、あるいは在留期間の更新をせず我が国にとどまっている不法残留者と、集団密航等そもそも何ら在留資格を有さず不法入国し、そのまま我が国に在留している不法入国者とがある。

このうち、不法残留者については、法務省入国管理局が、外国人が提出する入国記録、出国記録等を処理した上、毎年推計値を公表している。平成2年以降の推計値を表3に示す。

表3 不法残留者の推移

	不法残留者
平成2年(7月1日)	106,497
3年(5月1日)	159,824
4年(5月1日)	278,892
5年(5月1日)	298,646
6年(5月1日)	293,800
7年(5月1日)	286,704
8年(5月1日)	284,500
9年(1月1日以下同じ)	282,986
10年	276,810
11年	271,048
12年	251,697
13年	232,121
14年	224,067
15年	220,552
16年	219,419
17年	207,299
18年	193,745
19年	170,839

(出典) 平成3年から18年については、法務省入国管理局編『平成18年版 出入国管理』、平成2年については、同16年版による⁽²⁵⁾。19年は〈<http://www.moj.go.jp/PRESS/070227-2.pdf>〉

(3) 不法残留者の国籍と在留資格別特徴

平成18年1月1日現在の我が国に潜在中の不法残留者数は19万人あまりであり、過去最高であった同5年5月1日現在の30万人弱と比べると、約10万人、35.1%の減となっている。

これは、「安全・安心な社会を取り戻すという治安対策の観点から、平成16年からの5年間で、不法滞在者を半減させる。」との政府目標に沿って実施している厳格な入国審査、関係機関との密接な連携による入管法違反の積極的な摘発、不法就労防止に関する積極的な広報など、総合的な不法滞在外国人对策の効果によるもの⁽²⁶⁾とする見解がある。

(22) 警察庁『平成18年 警察白書』2006, p.175.

(23) 同上

(24) 同上

(25) それ以前の推計値として、平成元年6月末現在10.1万人、昭和63年同5.7万人、62年同4.2万人、61年同3.2万人と記載するものがある。町田幸雄「不法就労外国人問題の現状」『法律のひろば』42巻12号, 1989.12, p.14.

(26) 「本邦における不法残留者数について(平成18年1月1日現在)」『外国人登録』567号, 2006.5, p.34.

不法残留者を国籍別にみると、1万人以上いるのは次の4ヵ国である。不法残留時の在留資格別特徴と合わせて記す⁽²⁷⁾。

- ① 韓国 40,203人（構成比 20.8%）……不法残留者全体の93.2%を「短期滞在」が占めている。
- ② 中国 31,074人（構成比 16.0%）……不法残留者全体の21.4%が「留学」、19.2%が「就学」である。また、「留学」の不法残留者全体のうち87.3%、「就学」の不法残留者全体のうち81.8%を、それぞれ中国が占めている。
- ③ フィリピン 30,777人（構成比 15.9%）……不法残留者全体の52.4%が「短期滞在」、28.5%が「興行」である。また、「興行」の不法残留者全体のうち、87.2%がフィリピンである。

- ④ タイ 10,352人（構成比 5.3%）……不法残留者全体の91.9%は「短期滞在」である。なお、在留している不法入国者は約3万人と推定されているので、不法残留者とあわせると約22万人の不法滞在者が我が国に潜在しているとみられている⁽²⁸⁾。

II 外国人に対する犯罪

当然のことではあるが、我が国に入国する外国人や在留外国人が増えれば、外国人が被害者としてあるいは加害者として犯罪に関わる可能性は高まる。本章では、外国人に対する犯罪、次章では外国人による犯罪を検討する。

まず、昭和55年以降の、外国人が被害者となった犯罪のデータを表4に示す。

表4 外国人に対する犯罪の認知件数と昭和55年を100とした時の指数の推移

	刑法犯 ⁽²⁹⁾		凶悪犯 ⁽³⁰⁾		殺人 ⁽³¹⁾		強盗 ⁽³²⁾	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
昭和55年	9,202	100	152	100	43	100	55	100
昭和56年	9,421	102	132	87	53	123	45	82
昭和57年	9,581	104	117	77	35	81	47	85
昭和58年	9,221	100	125	82	47	109	34	62
昭和59年	8,989	98	118	78	45	105	37	67
昭和60年	9,226	100	129	85	60	140	29	53
昭和61年	9,301	101	145	95	60	140	37	67
昭和62年	8,575	93	108	71	46	107	29	53
昭和63年	9,530	104	130	86	36	84	59	107
平成元年	10,163	110	129	85	39	91	47	85
平成2年	10,243	111	151	99	54	126	61	111
平成3年	11,220	122	151	99	61	142	57	104
平成4年	12,544	136	177	116	67	156	72	131
平成5年	13,001	141	217	143	76	177	103	187
平成6年	12,499	136	203	134	71	165	94	171
平成7年	12,313	134	178	117	68	158	75	136

(27) 同上 pp.34-36.

(28) 法務省入国管理局編 前掲注(9) p.48.

(29) 交通業過を除く。以下同じ。

(30) 殺人、強盗、放火、強姦をあわせたもの。

(31) 殺人罪、嬰児殺、殺人予備罪、自殺関与罪。

(32) 強盗殺人罪（致死を含む）、強盗傷人罪、強盗強姦罪（致死を含む）、強盗罪、準強盗罪。

平成8年	12,881	140	177	116	73	170	74	135
平成9年	13,290	144	194	128	82	191	71	129
平成10年	14,589	159	220	145	90	209	97	176
平成11年	15,587	169	249	164	58	135	153	278
平成12年	19,380	211	278	183	70	163	146	265
平成13年	14,002	152	232	153	48	112	150	273
平成14年	25,207	274	384	253	65	151	252	458
平成15年	25,917	282	325	214	65	151	205	373
平成16年	25,144	273	320	211	59	137	199	362
平成17年	23,353	254	261	172	50	116	146	265

(出典) 各年の警察庁統計 (『犯罪統計書』)

平成17年の外国人に対する犯罪の認知件数は23,353件で、昭和55年の2.54倍である。凶悪犯は1.72倍、殺人は1.16倍、強盗でも2.65倍である。

第1章でみたように、この間外国人登録者は2.57倍、正規入国外国人は5.73倍となっているので、人口増加率を勘案すれば外国人に対する犯罪の認知増は必ずしも大きくない。

ちなみに、我が国の平成17年における刑法犯の全認知件数は、227万件弱で、昭和55年の認知件数(136万件弱)の1.67倍に増加している。同じく凶悪犯の全認知件数は11,360件で1.33倍、殺人1,392件で0.83倍、強盗5,988件で2.71倍である。なお、この間の我が国の人口増加率は、9.1%であった。

表には示していないが、これを被害者の国籍別に見ると、韓国・朝鮮6,573件(28.1%)、中国6,565件(28.1%)、フィリピン1,313件(5.6%)、アメリカ1,071件(4.6%)である⁽³³⁾。

平成17年に国内で認知された刑法犯のうち、外国人に対する犯罪の比率は、全刑法犯では1.03% (23,353/2,269,293)、凶悪犯2.30% (261/11,360)、粗暴犯2.31% (1,702/73,772)、窃盗犯1.06% (18,328/1,725,072)、知能犯0.46% (453/97,500)、風俗犯0.74% (89/12,085)、その他の刑

法犯0.07% (2,520/349,504) である。

Ⅲ 外国人による犯罪

1 昭和55年以降の外国人犯罪と来日外国人犯罪の推移

戦後の我が国は、「外国人労働者をほとんど流入させることなく、高度成長を完成した唯一の特異な国であった⁽³⁴⁾」といわれる。

確かに戦後ほぼ30年たった昭和49年でさえ、我が国の外国人登録者は、75万人(人口比0.68%)で、しかもその85%が在日韓国・朝鮮人であった。そしてその頃が、戦後の我が国における刑法犯認知件数の最も少なかった頃である⁽³⁵⁾。

新来外国人が目立ち始めるのは、1980年代半ばからである。その結果、昭和49(1974)年から次の10年(昭和59年まで)で、外国人登録者は9万人増えたにすぎないのに対し、その次の10年(平成6年まで)で51万人、更に次の10年(平成16年まで)で62万人増加した。

ところで、警察庁の犯罪統計における外国人犯罪には2種類の概念が用いられている。

ひとつは、旧来、新来を問わずすべての外国人を指す場合、もうひとつは、我が国にいる外国人のうち、いわゆる「定着居住者(永住権を

(33) 警察庁『平成17年の犯罪』2006.9, p.544。「中国」には、台湾を含む。

(34) 張荊『来日外国人犯罪 文化衝突からみた来日中国人犯罪』明石書店, 2003, p.44.

(35) 岡田薫「日本の犯罪現象—昭和30年代以降の刑法犯を中心に—」『レファレンス』666号, 2006.7, p.11; 小林奉文「地域社会の安全—犯罪防止対策の現状とその課題」『レファレンス』637号, 2004.2, p.11.

有する者等)、在日米軍関係者及び在留資格不明者」以外の者をさす場合である。通常「外国人」という場合は前者を指し、後者をさす場合には「来日外国人」といわれることが多い。

警察庁の犯罪統計書でこのふたつが分けされたのは、『昭和63年の犯罪』からで、来日外国人による犯罪のデータは昭和55年からのもの

が載せられている。ちょうど新来外国人が目立ち始めた頃からということになる。

そこで「外国人」及び「来日外国人」による刑法犯、凶悪犯（殺人・強盗）、侵入盗犯の検挙人員と、昭和55年を100としたときの指数を、表5、表6に示す。

表5 外国人による刑法犯数及び指数（昭和55年を100とする）の推移

	刑法犯		凶悪犯		殺人		強盗		侵入盗	
	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数
昭和55年	9,647	100	265	100	50	100	104	100	581	100
昭和56年	9,575	99	251	95	54	108	109	105	555	96
昭和57年	10,154	105	216	82	53	106	83	80	549	94
昭和58年	9,217	96	200	75	54	108	63	61	481	83
昭和59年	9,087	94	183	69	46	92	73	70	499	86
昭和60年	8,606	89	186	70	67	134	64	62	493	85
昭和61年	8,384	87	177	67	52	104	65	63	454	78
昭和62年	8,696	90	168	63	35	70	80	77	389	67
昭和63年	9,585	99	201	76	38	76	105	101	402	69
平成元年	8,245	85	195	74	51	102	92	88	323	56
平成2年	7,692	80	221	83	61	122	102	98	319	55
平成3年	9,606	100	246	93	66	132	120	115	366	63
平成4年	10,807	112	294	111	69	138	163	157	394	68
平成5年	12,182	126	359	135	102	204	187	180	443	76
平成6年	11,906	123	366	138	90	180	204	196	476	82
平成7年	11,234	116	338	128	73	146	203	195	499	86
平成8年	10,741	111	329	124	98	196	177	170	513	88
平成9年	10,385	108	329	124	110	220	167	161	578	99
平成10年	10,248	106	390	147	91	182	234	225	590	102
平成11年	10,696	111	512	193	84	168	374	360	634	109
平成12年	10,963	114	456	172	81	162	308	296	888	153
平成13年	11,893	123	537	203	85	170	387	372	877	151
平成14年	13,076	136	507	191	65	130	380	365	850	146
平成15年	14,527	151	629	237	87	174	459	441	915	157
平成16年	14,766	153	560	211	81	162	420	404	750	129
平成17年	14,786	153	536	202	74	148	407	391	708	122

(出典) 表4に同じ。

表6 来日外国人による刑法犯数及び指数（昭和55年を100とする）の推移

	刑法犯全体		凶悪犯		殺人		強盗		侵入盗	
	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数
昭和55年	782	100	14	100	1		5	100	26	100
昭和56年	963	123	30	214	7		15	300	38	146
昭和57年	1,031	132	18	129	8		3	60	33	127
昭和58年	1,153	147	34	243	5		7	140	43	165
昭和59年	1,301	166	22	157	3		12	240	54	208
昭和60年	1,370	175	28	200	7		11	220	42	162
昭和61年	1,626	208	20	143	4		11	220	44	169
昭和62年	1,871	239	38	271	3		24	480	39	150
昭和63年	3,020	386	78	557	14		51	1,020	58	223
平成元年	2,989	382	94	671	27		54	1,080	45	173
平成2年	2,978	381	111	793	31		65	1,300	62	238
平成3年	4,813	615	126	900	33		69	1,380	83	319
平成4年	5,961	762	185	1,321	39		118	2,360	146	562
平成5年	7,276	930	246	1,757	72		142	2,840	204	785
平成6年	6,989	894	230	1,643	53		139	2,780	257	988
平成7年	6,527	835	201	1,436	41		135	2,700	268	1,031
平成8年	6,026	771	212	1,514	73		114	2,280	308	1,185
平成9年	5,435	695	213	1,521	83		103	2,060	362	1,392
平成10年	5,382	688	251	1,793	62		160	3,200	390	1,500
平成11年	5,963	763	347	2,479	50		278	5,560	438	1,685
平成12年	6,329	809	318	2,271	54		236	4,720	674	2,592
平成13年	8,168	1,045	403	2,879	59		309	6,180	688	2,646
平成14年	7,690	983	353	2,521	41		280	5,600	658	2,531
平成15年	8,725	1,116	477	3,407	61		369	7,380	704	2,708
平成16年	8,898	1,138	421	3,007	52		338	6,760	565	2,173
平成17年	8,505	1,088	396	2,829	52		319	6,380	524	2,015
平成18年	8,148	1,042	297	2,121	42		216	4,320	441	1,696

（出典）表4に同じ。平成18年については警察庁ホームページ⁽³⁶⁾による。

* 「殺人」の指数については、昭和55年の数値が小さすぎて他の年との比較上意味がないので省略した。

まず外国人全般についてみると、平成17年中における刑法犯検挙人員は14,786人で、昭和55年中の1.53倍、凶悪犯検挙人員は536人で2.02倍、強盗検挙人員は407人で3.91倍、侵入盗検挙人員は708人で1.22倍である。

次にこの間の外国人による犯罪の変化を、来日外国人と「それ以外」とに分けてみると、来

日外国人による刑法犯検挙人員は10.9倍、侵入盗犯は20.2倍、凶悪犯は28.3倍、なかでも強盗は実に63.8倍になっている。他方「それ以外」の外国人による刑法犯検挙人員は0.71倍、凶悪犯0.56倍、強盗0.89倍、侵入盗0.33倍である。

このことから、わが国において外国人と犯罪について考えるとき、より大きな問題は外国人

(36) 警察庁刑事局刑事企画課「第437号 犯罪統計資料（平成18年1～12月分確定値）」[H19.4.9更新]
 〈<http://www.npa.go.jp/toukei/keiji21/hanzai.html>〉

一般というよりも、警察統計上でいう「来日外国人」⁽³⁷⁾にある、ということになる。

ちなみに、日本人によるものも含めた平成17年の刑法犯全検挙人員は386,955人で、昭和55年の0.99倍、凶悪犯の検挙人員は7,047人で0.97倍、強盗は3,844人で1.86倍、侵入盗は12,564人0.47倍である。

2 平成18年の来日外国人犯罪の特徴

新来の外国人が目立ち始めた1980年代後半から来日外国人による犯罪も急増したが、量的には平成15、6年をピークに少し落ち着きを見せている。本節では、平成18年中の来日外国人犯罪の検挙状況の特徴⁽³⁸⁾を検討する。

- ① 平成18年中における来日外国人による刑法犯の検挙件数は27,453件（日本人を含めた全検挙件数の4.3%）、人員は8,148人（同じく全検挙人員の2.1%）で、ピークの17年、16年に比べると、それぞれ16.9%、8.2%減少しているが、昭和55年との比較ではそれぞれ31.7倍、10.4倍であった。
- ② 来日外国人による犯罪の日本人を含めた全検挙に占める比率が高い罪名は、強盗（件数で188/3,061=6.1%、人員で216/3,335=6.5%）、侵入盗（同8,692/100,824=8.6%、441/12,434=3.5%）、偽造（同471/5,433=8.7%、345/1,847=18.7%）であった。
- ③ 来日外国人にかかる刑法犯検挙に占める共犯事件の比率は67.9%で、前年に比べ、4.7ポイント減少したものの、日本人にかかる比率17.5%に比べ極めて高い。しかも共犯事件の75%は3人以上である。それだけ組織性が高く悪質な犯罪に発展しやすい。

④ 平成18年中の刑法犯検挙件数を発生地域別に平成3年と比べると、全国は3.9倍であるが、中部35.4倍（218件→7,709件）、関東（東京を含まない）7.4倍（1,534件→11,288件）と件数が大幅に上昇しているが、東京はほぼ横ばい（4,037件→3,802件）である。

⑤ 検挙人員に占める不法滞在者の比率が高い犯罪は、強盗（38.0%）、侵入盗（58.0%）、知能犯（41.6%）で、②の特徴とほぼ一致する。

⑥ 被疑者の国籍別刑法犯検挙状況は、検挙件数では中国⁽³⁹⁾36.8%、トルコ16.0%、ブラジル14.8%、コロンビア7.7%、韓国6.3%であり、検挙人員では中国42.4%、ブラジル12.5%、ベトナム8.0%、韓国7.4%、フィリピン5.0%である。なお、トルコ人にかかる検挙件数の96.1%（4,327件）は自動販売機ねらいであった。

⑦ 罪種ごとの国籍別検挙人員で比率が高いのは、強盗では中国41.2%、ブラジル29.2%、侵入盗では中国56.5%、コロンビア12.2%、自動車盗ではブラジル52.4%、知能犯（主として偽造）では中国52.6%である。

3 刑務所・拘置所等における外国人

刑務所・拘置所等の刑事施設における平成17年の年末在所外国人被収容者人員は6,183人で、年末収容人員（79,055人）に占める比率は7.8%であった。内訳は、受刑者5,177人（全受刑者の7.7%）、未決拘禁者887人、その他119人である⁽⁴⁰⁾。

うち、来日外国人は、全体で4,701人、受刑者3,940人、未決拘禁者659人、その他102人である⁽⁴¹⁾。

⁽³⁷⁾ 我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住権を有する者等）、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の者をいう。

⁽³⁸⁾ 警察庁刑事局刑事企画課 前掲注⁽³⁶⁾及び警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官「来日外国人犯罪の検挙状況（平成18年中）」[H19.3.7更新]

〈<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kokusaisousa/kokusai2/contents.htm>〉

⁽³⁹⁾ 中国に台湾等は含まない。以下、本節について同じ。

⁽⁴⁰⁾ 法務省『第107(平成17年)矯正統計年報 I』2006, p. ii.

⁽⁴¹⁾ 同上

平成17年の年末在来日外国人被収容者の国籍別人員総数は、中国⁽⁴²⁾が2,079人(44.2%)と最も多く、次いで、ブラジルが493人(10.5%)、イランが454人(9.7%)、韓国・朝鮮が349人(7.4%)の順となっている⁽⁴³⁾。

IV 来日外国人犯罪の各論的検討

我が国では、交通業過を除く刑法犯の認知件数が200万件を超えた平成10年ころから、急激に治安が悪化したと感じられており、その要因のひとつとして国際化ないし外国人(とりわけ新来外国人あるいは来日外国人)問題があるというのが一般的認識である。

来日外国人犯罪が問題とされるようになったのは、量的な増加もさることながら、質的にみて我が国国民に大きな不安を与える要素もっていたからである。それは集中性と凶悪性といってもいい。集中豪雨的であったともいえる。

あわせてそれらは各論的でもあり、出身国との関係でかなりはっきりした特徴を持つものが多かった⁽⁴⁴⁾。またそれらは、国民に日本社会が犯罪に対していかに無防備であるかを知らしめる警告でもあった。そのうち代表的なものを概説する。

1 イラン人による変造テレホンカードや薬物の密売

昭和60年代以降の我が国の景気拡大を背景

に、多数の来日外国人が我が国に流入した。しかし、その後の景気後退によって外国人の就労機会は減少する。

いわゆるバブル経済の崩壊以降、東京都内の代々木公園や上野公園でのイラン人のい集と、そのイラン人による変造テレホンカード密売等が社会問題化した。こうした一部の不良イラン人は変造テレホンカードの密売等に加え、次第に、より利益のあがる薬物密売を組織的に敢行するようになった⁽⁴⁵⁾。

ある時期の都市部の繁華街では、イラン人密売人が路上で通行人に公然と無差別に声をかけて密売が行われることまでであった。

イラン人薬物密売組織は、首領による強い統制の下、携帯電話を用いて客との取引場所を指定し、覚せい剤を始めMDMA(「エクスタシー」とも呼ばれる幻覚作用を有する錠剤型の合成麻薬)、コカイン及び大麻等多様な薬物を密売している。

これら麻薬密売組織については、近年、首都圏や中部地方等において、薬物密売に絡む他組織との抗争、組織内のトラブル等から、逮捕監禁、誘拐、殺人事件等の凶悪犯罪も敢行してきており、中には暴力団と連携・対立している組織もみられる⁽⁴⁶⁾といわれている。

2 ピッキング使用侵入窃盗

侵入窃盗には、空き巣⁽⁴⁷⁾、忍び込み⁽⁴⁸⁾、金庫破り、事務所荒しなどの手口があり、他人の住居等に侵入して室内を荒したり、時には居直

(42) 台湾等を含む。

(43) 同上

(44) 警察庁 前掲注(22) p.144には「日本国内では、強盗、窃盗、カード犯罪等にかかわる中国人犯罪組織、コロンビア人窃盗組織、イラン人薬物密売組織等の活動が目立っている。また、海外に本拠を置く犯罪組織のうち、国際的な密航請負組織である『蛇頭』、海産物や盗難車等の密輸にかかわるロシア人犯罪組織、韓国人すり組織、香港三合会、台湾人犯罪組織、マレーシアカード偽造組織等が、日本国内の犯罪に関与する事例が確認されている。」との記載がある。

(45) 警察庁『平成15年 警察白書』2003, p.23.

(46) 警察庁ホームページ『平成18年の組織犯罪の情勢(確定値)』[H19.4.23掲載]

(<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kikakubunseki/bunseki11/20070423.pdf>) p.10.

(47) 家人等が不在の住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するもの。

(48) 夜間家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するもの。

り強盗に進展したりするなど、被害者に与える不安感が大きいことから、窃盗（侵入窃盗、非侵入窃盗、乗り物盗）の中でも最も悪質で重要なものと考えられている。

昭和29年以降、侵入窃盗の認知件数が最も多かったのは昭和46年の362,431件で、最も少なかったのは平成9年の221,678件である。昭和47年以降、概ね25年間減少し続けたといっている。

それが、平成10年から認知件数が急増し14年にはあっという間に34万件に近づいた。急増の要因の一つに、ピッキングという特殊な侵入技術が中国本土からやってきた⁽⁴⁹⁾ということがあった。

もともとピッキングという言葉は、「ピック」、「テンション」等と呼ばれる棒状の工具を鍵穴に差し込んでマンション等の一般住宅、会社事務所、店舗等の出入口の鍵を開けることを意味する⁽⁵⁰⁾。

このピッキングが窃盗の侵入手段として初めて確認されたのは、昭和63（1988）年頃のことといわれている⁽⁵¹⁾。全国的な統計は、平成12年から取り始めたが、東京都内で発生が目立ってきたのは平成10年頃であり、関東圏を中心とした都市部で急増し、その後全国に波及していった。

平成12年中におけるピッキング使用の侵入窃盗は、認知件数が29,211件（全侵入窃盗の9.8%、うち東京で11,089件（東京における全侵入窃盗の38.0%）、神奈川・千葉・埼玉の三県で9,799件と首都圏での発生が目立った）、検挙人員が524人（うち中国人245人）であった⁽⁵²⁾。

このピッキングによる侵入窃盗の特徴として、下見・運転・見張りから実行や事後の預金引き下ろしまで、かなり明確な任務分担に基づ

いて組織的に行われるということや、窃盗の途中で強盗へと豹変する確率も高いといったことが指摘されている⁽⁵³⁾。

こうしたことから、警察では組織窃盗対策を強化するとともに、官民挙げて、ピッキングに強い錠前の開発・普及促進や防犯意識の高揚など様々な対策が採られただけでなく、平成15年通常国会においては、「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」（平成15年法律第65号）も成立（同年9月1日施行）した。

このような様々な努力の結果、平成13年以降のピッキングによる侵入盗の認知件数は、13年19,568、14年19,121、15年9,351、16年4,355、17年2,171となって、劇的に減少し、落ち着きを示してきた。このことは、逆に言えば、ピッキング窃盗という新しい形態の犯罪に対して我が国民がいかにか大きな不安と脅威を感じたかを示しているともいえる。

3 爆窃団

ピッキング以前の組織的窃盗で、我が国における侵入窃盗の一部を質的に転換させたものとして、「爆窃団」と呼ばれるものもあった。

これは、昭和60年代から平成10年ごろにかけて香港から来日して、貴金属店の壁を破って侵入し、宝飾品を根こそぎ奪う大胆な手口の外国人窃盗グループで、香港爆窃団とも呼ばれた。犯行ごとに出入国を繰り返すヒットアンドアウェイも特徴的だったといわれる。

警察の摘発で沈静化したとみられていたが、平成17年4月以降、さらに激しい侵入手段で貴金属店を襲う事件が続発し始めている。報道によると、当初中国人グループによる活動再開ともみられたが、今では、韓国人グループの新「爆窃団」の暗躍もあるとの見方が強いとい

(49) 富坂聰「列島を席捲する中国人犯罪」『諸君』33巻7号, 2001.7, p.225.

(50) 井口斉「窃盗犯対策—ピッキング用具を使用する侵入盗を中心に—」『警察学論集』53巻12号, 2000.12, p.55.

(51) 吉田良夫「ピッキング用具使用の侵入盗とその対策」『捜査研究』606号, 2002.3, p.39.

(52) 同上；警察庁『平成13年 警察白書』p.114.

(53) 吉田 同上 p.40；富坂 前掲論文 p.224.

う⁽⁵⁴⁾。

つまり、この手口は新たな進化と多様化を示している。

4 韓国人暴力スリ

さらに、暴力的な強・窃盗に関する話題としては、韓国人スリグループ⁽⁵⁵⁾がある。来日韓国人スリグループは、平成に入ってから活動が目立ち始めた。数人から10人程度の常習者でグループを形成し、時に人の異同はあるものの、基本的には各グループ単体で活動しているとみられている。

我が国には観光目的の短期滞在という在留資格等により来日し、犯行後は韓国に逃げ帰るヒットアンドアウェイ方式によって、広域にわたってスリを行う。犯行時には刃物や催涙スプレー等の凶器を持ち、犯行が発覚すると、これらの凶器で警察官や被害者に抵抗する。つまり名前はスリ団でも、容易に強盗団となる集団である。

もっとも近代的意味でのスリ技術が韓国に入ったのは日本の植民地下にあったときで、釜山と仁川を通じて入った日本人スリによってであるとの指摘⁽⁵⁶⁾もある。

5 自動車盗

自動車盗については、昭和40年代後半から平成10年にかけての認知件数は、ほぼ横ばい（概ね3万件台）であったが、平成11年以降急増し、あっという間に6万件台に達した。急増の背景として、バブル経済崩壊後における暴力団員の資金獲得の困難化、海外における日本車人気の

高まり、自動車を海外輸出するに際しての規制緩和（平成7年5月）などを指摘するもの⁽⁵⁷⁾がある。

認知件数は、平成15年がピーク（64,223件）となっているが、平成11年からの急増の原因のひとつが高級車を狙った組織的なものであったことなどもあって、警察だけでなく、税関、陸運支局等との協力体制や官民一体となった取り組みにより、平成16年以降は認知件数が減少した。

しかし、来日外国人による自動車盗の検挙件数は平成16年以降も増加し、平成17年には1,178件（前年比23.0%増）と過去最多であった⁽⁵⁸⁾。外国人による自動車盗については、盗難車の輸出がロシア人犯罪組織の大きな資金源になっている⁽⁵⁹⁾とみられているほか、自動車盗のみならず車上ねらいや部品ねらいも含め、自動車関連の犯罪の多いブラジル人の検挙が目立つ。

6 侵入強盗ないし緊縛強盗を始めとする凶悪犯の連続的発生

強盗は治安のバロメーターといわれることがある。被害者側に全く落ち度がなく、あるいは犯人との面識がなくても身体及び財産に対する重大な侵害が生じるからである。

表6から分かるように、ピークであった平成15年の来日外国人による強盗事件検挙人員は、昭和55年の70倍を超えていたし、殺人等を含めた凶悪犯全体でも34倍に達していた。かなり落ち着きをみせた平成18年でも強盗は43倍、凶悪犯は21倍である。

54 「新『爆窃団』は韓流？」『産経新聞』2006.5.15.

55 警察庁『平成15年 警察白書』2003, pp.26-28；同『平成11年 警察白書』1999, p.28；同『平成7年 警察白書』1995, p.284.

56 太田ゆり「来日外国人犯罪『来日韓国人スリ犯罪を中心とする』『中央大学大学院研究年報』（法学研究科篇）32号, 2003.2, p.264.

57 桑原振一郎「窃盗犯の現状と今後の課題～組織窃盗を中心に～」『法律のひろば』55巻1号, 2002.1, pp.15-16.

58 警察庁『平成18年 警察白書』2006, p.173. 警察庁刑事局組織犯罪対策部 前掲注(38)によると平成18年の検挙件数は1,661件（前年比41.0%増）である。

59 同上 p.25.

そして、平成18年の来日外国人による強盗の検挙人員は我が国における全検挙人員の6.5%（平成15年は7.9%）を占めており、我が国に滞在する来日外国人の比率との関係からしても異常なほど高率である。

しかも量的な多さだけでなく、質的にも異常にみえる事件が相次いで発覚した。個別の事件をあげればきりが無いが、平成13年から15年にかけてはとりわけ凶悪な事件が目立った。ある本⁽⁶⁰⁾のあとがきに触れられた事件だけでも次のようなものがあり、いずれも大きく報道されたものである。

- ・ 山形県黒羽町における中国人グループ（日本人を含む）による凄惨な強盗殺人事件。平成13年4月
- ・ 青龍刀で武装した中国人グループが銀座の高級クラブを襲撃し、現金、貴金属類強奪。平成13年7月
- ・ 歌舞伎町の中国クラブを襲い日本人店長を刺殺のうえ、ホステスを次々に緊縛して現金・貴金属類を強奪。強盗団は全員中国人で大半が本国へ逃亡。平成13年8月
- ・ 大分で中国人留学生の身元保証人などを引き受け多くの留学生から慕われていた会社社長が、面倒を見てもらった留学生を含む中国人と韓国人の5人組にメッタ刺しにされる。犯人のうち一人はその3週間前に大阪でホテル嬢を殺害した犯人でもあった。平成14年1月
- ・ 歌舞伎町の地元ヤクザを中国人グループが射殺。いわゆる『パリジェンヌ事件』平成14年9月。
- ・ 横須賀市内で、自宅近く崖崩れの修復作業に来た中国人作業員に連日お茶やミカンを差し入れ、クリスマス・イブには小遣い

まであげたことがかえってあだとなって、元小学校教諭宅が襲われ現金・貴金属類が奪われた。元教諭は死亡、妻は重傷であった。平成15年1月

- ・ 福岡市内で強盗目的の中国人3人が、夫婦と幼い子供二人の4人を殺害し、ダンベルの重しとともに博多湾に投げ込む。平成15年6月

著作の性質上中国人によるものがほとんどであるが、平成18年の『来日外国人犯罪の検挙状況』⁽⁶¹⁾では、中国人、ブラジル人、ペルー人による殺人事件、中国人グループ、ブラジル人グループ、韓国人による連続的緊縛強盗事件の検挙事例が紹介されている。

7 その他

以上のほかの、集中的ないし特定の外国人に多くみられる犯行手口としては次のようなものがあった。

- ・ 中国人グループによるぱちんこの偽造ロムに係る犯罪（ロムを仕掛ける目的での建造物侵入、打ち子による出玉の窃取）、クレジットカードに係る犯罪（データのスキミング、偽造クレジットカードの作出、売買、使用等）。
- ・ コロンビア人窃盗グループは、侵入盗のほか、宝石商を対象として駐車車両のガラスを破って宝石、貴金属を盗む車上ねらいや置き引き、銀行で多額の現金を下ろした人に声をかけて気を引いているすきに他のメンバーが現金を奪う手口。

更に、国際的な密航請負組織である「蛇頭」、ロシア人犯罪組織、香港三合会⁽⁶²⁾、台湾人犯罪組織⁽⁶³⁾、マレーシア人カード偽造グループ

(60) 吾妻博勝『新宿歌舞伎町 新・マフィアの棲む町』（文春文庫）文藝春秋、2006、pp.417-422。

(61) 警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官 前掲注(38) pp.59-61。

(62) 香港三合会とは、17世紀に清朝の支配に抵抗するために生まれた政治的な団体が、その後、次第に変質して香港において売春、賭博等を支配する犯罪組織になったものの総称。現在、約3万人の構成員がいるといわれている。警察庁『平成15年 警察白書』2003、pp.28-29。

なども我が国を舞台に暗躍している⁽⁶⁴⁾。

おわりに

外国人は、日本人とは異なった歴史、伝統、文化の担い手である。我が国に大きなプラス価値を与えてきたことは間違いないし、今後も与えてくれるであろう。

他方、犯罪も人間社会における文化現象であり、外国人が我が国の犯罪現象に変化と影響をもたらしていることも事実である。このようなマイナスを最小限にするため、現実を直視したきめ細かな施策が求められ続けるであろう。

(おかだ かおる 行政法務調査室)

(63) 台湾における犯罪組織は、台湾内で公共工事の談合、用心棒料の徴収等、社会経済に影響力を行使して様々な資金獲得を図っているといわれており、「竹聯バン」、「四海バン」等の組織が台湾内外で知られている。同上 p.30.

(64) 同上 pp.17-31.